

総務文教委員会会議録

平成25年3月5日

10時00分

開会

11時48分

閉会

網走市議会

午前10時00分 開会

○小田部委員長

おはようございます。

ただいまから総務文教委員会を開会をいたします。

本日の委員会でありますが、議件2件、請願1件、陳情2件、要請1件の合計6件の審査をしてまいりたいと思います。

それでは早速、審査に入ってまいります。

議案第21号平成24年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分、総務費について岩原職員課長。

○岩原職員課長

議案資料の別冊の資料10号、補正予算の概要10ページをごらん願います。

一般会計、一般管理費、職員給与費、補正予算について御説明申し上げます。

1、補正の理由及び内容についてですが、職員の早期退職により、次の経費を追加補正するものでございます。

経費の使途は、退職手当として3,492万4,000円を補正するものでございます。

次に、補正にかかる財源についてですが、2、補正額の歳出予算に記載のとおり、全額一般財源となっております。

以上でございます。

○小田部委員長

続いて、網走市一般会計補正予算基金積立金と議案第22号平成24年度網走市市有財産整備特別会計補正予算は、これは関連がありますので一括して説明をお願いいたします。

本件は、今野企画総務部次長。

○今野企画総務部次長

平成24年度網走市一般会計財政調整基金についての補正予算について並びに関連がございますので、市有財産整備特別会計総務管理費の補正予算について、あわせて御説明を申し上げます。

資料、別冊資料10号、補正予算の概要11ページから13ページをごらんいただきたいと思います。

補正の理由及び内容でございますが、基金積立金の追加補正でございます。平成24年度に受領しております各種寄附金並びに市有地売却に伴います収益を財源といたしまして、表のとおり各基金へ積み立てをしようとするものでございます。

補正額でございますが、歳出予算においては総務費の基金積立金、財政調整基金積立金ほか施設の積立金になりますが、合計で8,722万3,000円を追加しようとするものでございます。

次に、歳入予算でございますが、特別会計繰入金7,500万円とふるさと寄附金ほか合計1,222万3,000円の寄附金で、内訳は表に記載のとおりでございます。

引き続き、平成24年度市有財産整備特別会計の補正予算について御説明申し上げます。

資料ページは13ページになります。補正の理由及び内容でございます。市有地売却に伴います収益を基金積み立てするため、追加補正しようとするものでございます。

補正額につきましては、一般会計への操出金といたしまして、財産管理費の総務管理費で操出金に7,500万円を繰り出しをするものでございます。

また、歳入におきましては土地、建物売り払い収入といたしまして3,474万6,000円、前年度繰越金4,025万4,000円をそれぞれ追加しようとするものでございます。

説明は以上でございます。

○小田部委員長

続いて、債務負担行為の補正の説明もお願いしたいと思います。

議案第21号平成24年度網走市一般会計補正予算中、当委員会の所管分。

債務負担行為の補正、これについて庁舎及び公共施設等の管理委託等契約となっておりますので、同じく今野企画総務部次長、説明を願います。

○今野企画総務部次長

平成24年度網走市一般会計の債務負担行為の補正予算について御説明を申し上げます。

別冊資料10号、補正予算の概要の2ページをごらんいただきたいと思います。

3、債務負担行為の補正の表のうち、一般会計の上段にあります。

本件につきましては、庁舎及び公共施設等の管理委託等契約といたしまして、施設の管理業務や警備関係など、平成25年度当初より移行が必要となる委託契約につきましては、平成24年度中から事務を取り進める必要がございますので、債務負担行為を設定し、事務処理を行おうとするものでございます。

期間につきましては、平成25年度の1年間でございます。限度額を7億4,341万9,000円にしようとするものでございます。

説明は以上でございます。

○小田部委員長

ありがとうございました。

ただいまの議案第21号、22号を執行部に説明を求めたところでありますが、ここで御意見、質疑をお願いします。

御意見のある方は挙手をお願いします。

○金兵委員

1件、御確認をさせていただきたかったのですが、市有財産整備特別会計の財源の中に土地、建物売り払い収入というのがあったのですけれども、これの中身をちょっとお伺いしてもよろしいでしょうか。

○今野企画総務部次長

平成24年度の土地の売却が特別会計においては普通財産を保有しております、その宅地等の売却がありましたので、この売り払い収入を財源といたしまして、今回積み立てをしようとするものでございます。

宅地並びに売却資産についても8件、土地の売却がございました。トータルで3,190万円となっております。

○小田部委員長

他に。御意見、御質問。

○飯田委員

議案第21号、22号には直接関係ないのですけれども、さきに緊急経済対策に対する助成金をということの説明を受けました。

その中で、平成25年度に繰越明許をしますもので、実質上は私は予算特別委員会の中でも、この件は議論できる範疇だと思います。

さきの説明でもう一度、今野次長説明してほしいのですけれども、網走市全体で一般会計で53億円、それから特別会計で下水道、聞いていますと55億円という、大まかの補正予算、その国の補助金と財源内訳で市債を使って交付税参入、これが50%になる。

その場合地域の元気臨時交付金というのが発生しまして、それに0.8掛けた額が21億円あります。その場合に、どういう使い道をするのかということの議論が私はこの委員会ですべきものと思

いますけれども、ちょっとその辺のもう1回詳しい説明を聞いてから質問したいと思っておりますけれども。

○今野企画総務部次長

地域の元気臨時交付金につきましては、国の緊急経済対策で追加をされる公共投資が費用負担に対して大変大きいものであるというお答えと、それからこの国の経済対策を迅速かつ円滑に実施を図りたいということで、今回に限り特別な措置として設けられた制度でございます。

この制度、この名称につきましては、まず地域の元気臨時交付金という名称でございます。

この補正額につきましては、国の補正額につきましては1兆3,980億円という額になっております。

それから地方への負担総額ということでございますけれども、今回、中央が緊急対策、経済対策で実施をする地方負担分に対する総額の約8割を交付するというものでございます。

網走市といたしましては、現在、国に対して要望しております補正額、補正予算につきましては、前回お示しをしております一般会計で53億4,200万円という数字でございますが、これは仮定の話でございますので、総額の議論をちょっと置いておくとしたとしても、今回、まだ国のほうで補正予算の事業の名称、メニュー等について、これが今回の交付金の解消になる、ならないということがまだはっきりしていないというのがありまして、総額は8割交付したいということで、今、考えておりますけれども、まだうちが幾ら交付されるかということについては、はっきりしていないという状況でございます。

それと、この交付金の使い道につきましては、国は建設公債の発行事業を対象ということで、今、地方財政法の5条の建設国債と申しますか、起債が対象となる建設事業を対象とするということで、地方単独事業については建設事業が対象となるというふうに考えております。

それと、あともう1点、国の補助事業の地方負担分にも充てることは可能であるというふうに考えております。

先ほど申しましたように、この臨時交付金の交付要綱がまだ示されていないという状況でございます、細かな御説明はなかなか難しい状況でござ

ございますので、外枠だけが決まったという状態であるということを御理解いただきたいと思えます。

○飯田委員

決まっていないういながら提出していますよね、この53億4,200万円、小麦船積センターだとか。私は仮定の話というのは、その53億円なら53億円がこういう形で提案されているという前提のもとに議論しないとだめなので、それでいきますと例えば27億円が国、道の補助金だとしたら、27億円が市債という形になって、その市債と一般財源合わせた額の50%は交付税参入されるので、50%は市で持つというように理解したのですけれども、そうしますと、ここに0.8掛けますと元氣臨時交付金掛けますと21億円、こういうお金が出てきます。

その中で方針としては、この21億円を前提に今言った地方単独事業を研究されていると、今言いましたけれども、それを目安に使っていくのか、それともこの交付税参入以外の13.5億払わなければならない、これを21億円から引いて、残りの8億円でこの単独のやつをやっていくのか、その辺の基本的な考えは、私は各部局からこの18の項目、事業出されましたけれども、それ以外に仮にこの0.8の21億円の中で各部局でいろいろ内部でとったと思うのです、希望を。

だから、基本的な考え方、21億円のうち13.5億円を引いた8億でやるのか、それとも13.5億円を考えないで、21億円で事業を主にやっていくのか、その辺の基本的な考えは持っていると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○川田企画総務部長

今、飯田委員のおっしゃったとおり、基本的には元氣交付金のスキームというのはまだ決まっています。それは次長が話したとおりです。

今回、53億円の補正予算を出しているのは、それは国の経済対策で国の補助メニューに乗った形で予算補正をしている、提案しているわけであって、それと元氣交付金の事業というのは、基本的には違うのです。

ただ、今21億円という数字がひとり歩きしているようではございますけれども、それは今、私どもが提案している補正予算が全てその臨時交付金の対象となる補助メニューに乗った場合は、それが対象

となる。

ただ、その臨時交付金の対象となる補助メニューにこの今、3月で出している補助事業が全部該当するかどうかというのは、一切まだわかっていません。

ですから、仮定の話として全部補助メニューになれば21億円程度が交付されるという状況でございます。

今、国から伝えられているスケジュールで考えると、恐らく連休明けに事業計画を出しなさいという形で国からスケジュールが示されるのではないかと情報は入ってきます。

ですから、その前までに元氣交付金の対象となる補助メニューはこうですと、したがって網走市の地方負担額はこうですという調査がその前に、恐らく4月になってから来るのではないかとこのように思っています。

そこで、その5月の連休明けに私どもがやるようとする事業メニューはこういうことに元氣交付金を充てたいというのを国に提出するという流れになります。

ですから、今の時点でどの事業に幾らだとか、それを単独事業でやるのか、それとも補助事業を隙間に充てて補正予算債を組まないのかとか、いわゆる財源補正をするのかという考え方は今現在、スキームがまだ決まっていないものですから、そこはスキームが決まった段階でどれが市として財源的に有利なのかということを考えて、それは補正予算を借りたほうが交付税算入があるから得だというふうに考えるのか、それとも起債を起ささないで元氣交付金を充てて起債を下げようというふうにするのか、その辺は財源スキームを見て判断すべきものでないかとこのように思っています。

○飯田委員

実際、地域の元氣臨時交付金のスキームというのはどのように国から示されているのか、その中で五つあるのですけれども、充当不可というのが二つあります、補助率の関係で。その中に基金積み立てというのもあります。

その場合に、私はもうこの53億円の中で箇所付けでつかない場合もあるけれどもというような説明を受けたのですけれども、恐らく21億円がひとり歩きしているのではなしに、21億円を想定しな

がら各部局にこういう単独事業でどうだというような、私は聞いていると思う。全くまっさらにして、ではついてからやろうということではないと思います。

そこら辺で、今言った総務部長の話では、では13.5億円の交付税参入以外の半分のやつを、これもまっさらという考えで、では21億円はつかなかった減額補正をすればいいですから、全くそうしたら21億円の中で考えてみてください。

交付税参入の13.5億円、仮に引かないで全くの21億円の中で考えるというのが基本なのです。例えば5月ごろと言ったのですけれども、予特でも議論になると思うのですけれども、実際にこの三つの充当可のブースに、補助率の法定なしだとか、地方単独手法の基金だとか三つあるのですけれども、その中で例えば今回、水道の導水管で破断したと、水道の導水管が果たして、結果的に単独事業になるかどうかの方針がという問題もあるのですけれども、例えば貯水池を新たに設けるだとか、それから桂町と潮見の浄水池をつなぐやつをつけるだとかというの、ある程度当てはまるということになります。

例えばもう一つは、この表現の中で地方単独事業、建設地方債対象事業に限りという中身も私ははっきりしていないと思います。

実は、麻生内閣のときに景気浮揚対策としてさまざま似たような事業がなされました。その中では、かなり緩和されてきました。例えばきょう、陳情で上がっている放射能測定装置の場合、仮にですよ、網走の放射能測定研究室みたいなものをつくりまして、よく建物をつくるときには備品を建設費の中に組み込ませたら、備品単独だと補助にならないけれども、備品を建物の中に組み入れると補助に該当になるというようなことの場合に、放射能測定研究室には測定機材が絶対的になかったら、その研究室には存在しなかったら、やはりそれもなるのかということになります。

その辺まで、きっちり調べていられるのか、まずそこをお聞きしたいと思います。

○川田企画総務部長

先ほどから申し上げているとおり、まだ情報がほとんど示されていません。

ですから、今言っているのは建設公債以外とする、いわゆる起債対象となるような事業しか充当

できませんという情報は入っています。

ただ、その意味とするところは、麻生内閣でやった何でもかなり緩和されて修繕的な部分だとか、維持管理的な部分だとか、ソフト事業的な部分に充当できるような交付金ではないという情報はいろいろなところからつかんではいます。ですから、それほど緩和された使い道というのではないかというふうに思います。

それから、今、例えばというお話がありますけれども、そういったハードもの、建物の整備等については該当になるかもしれませんが、機械装置については限りなくその起債対象というところからいうと、外れる可能性はあると、それは一般論のお話ですけれども。

ただ、今回の交付金の充当事業がどういうふうなことになるかというのは、先ほどから申し上げているとおり、まだ詳細については示されていません。

○飯田委員

いずれにしても、この補正予算は今回、総務は全体ですけれども、生活福祉、それから経済建設は特に一番大物です。

議決されますから、もしそういう決定した段階で、では21億円つくかどうかわかりませんが、その中で総務文教委員会できちっと議論できるような場を私は持つべきだと思うのです。5月でもきちっと決議した段階で、その段階の中で私はやはり本当にこの地域の元気臨時交付金が市の第3次行革の中でのいろいろな債務残高に影響しないとか、箱物をつくった場合にランニングコストの問題だとか、さまざまな問題があります。

そういうことの中で、今回、議決したから、もうやらないということではなしに、今の使い道でいうと、もう決定しないから、国の枠がまだわからないからなかなかできないというのですけれども、その辺やるといようなことが委員会招集あれば、そういうような資料を提供して議論できますよね。

○川田企画総務部長

当然、その元気交付金の額が確定して、事業メニューを出すというときには当然、議会に補正予算として出さなくてはならないわけですし、元気交付金の使う期限というのはかなり短期間で使う、経済対策ですから短期間に使うというような

趣旨でありますので、それは当然早期の補正予算というのが必要になってくると思いますので、その際には資料を添えて議会に説明をするということは考えています。

○飯田委員

先ほどついた場合のことを考えて、各部局にこういう事業を出しなさいということをやっていると思うのですが、その事業そのものというのはかなりな、21億円の範囲内で治まるのか、それともその出している、振り分けてきちっと考えていくのかと思うのですけれども、ちょっとその辺の考えはいかがですか。

○大澤副市長

ちょっと21億円という前提でのもののお話になっていますけれども、これは先ほど部長、次長が説明しているとおりです。

それで、いずれにしても今回限りの交付税措置の元金交付金が当たるという前提でのものは考えておりますけれども、その金額がまだはっきりしないということと、どういったやつに何ぼということまで、まだ踏み込めませんので、ただ各部局でどういった課題と懸案事項があるのかということについては、早い段階からそういった情報は収集して、取りまとめをしているという段階です。

○飯田委員

いずれにしても、早急にやらなければならないとは言いながら、基金で積んでおいて、しっかりと精査してやれるという方向もあるので、それは私はついたから使い切るのではなしに、基金に積んで市民の暮らし、福祉、教育にしっかりと充当できるような方向もしっかりと考えていくべきという立場から、その辺をもっともっと慎重に私はやってほしいことを申し添えます。

○小田部委員長

ただいまの飯田委員の質疑の中で、まだ国の補正の、特に網走の対応は55億円という一つの目標が基本なのですけれども、これがフレームもコンクリートになっていない、そういうふうな問題点も含めて、これは当然のこととして委員から要求があれば、委員長として判断しますし、今の御発言をいただきながら今後、その動向等々については正副委員長できちっと執行部と対応し、必要があれば委員会において説明を求めると、こんな対応をしていきますので、委員の皆さんには御認識

をいただければよろしいと、このように思います。

本件については、よろしいですね。

(「異議なし」の声あり)

○小田部委員長

他に御発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○小田部委員長

なければ、この議案第21号、22号について委員会としての取りまとめをしなければなりません。

特に、これについてという異議がなければ、全会一致で原案可決すべきものと決定したいと思いますが、これに御異議ある委員はおられますか。

(「なし」の声あり)

○小田部委員長

ないようでございますので、議案第21号及び議案第22号は原案可決すべきものと決定をさせていただきます。

それでは続いて、請願、陳情、要請、これに入ってまいりたいと思います。

それでは、請願第23号自治体財政の確保と地方分権の確立を求める意見書提出についての請願を議題といたします。

この文面は委員の皆さんの手元にありますので、朗読するまでもなく、意見をいただく形でよろしいですね。

それでは、委員の皆さんに御意見をいただきたいと思います。

金兵委員、いかがですか。

○金兵委員

この請願なのですけれども、地方分権を進めるという中において、今回政府のほうで地方交付税を減らして縛りのあるものにするという内容のものと、その確保について地方公務員も国家公務員に準じるというところは、地方は今まで地方財政、厳しい財政の中でいろいろと努力してきたというところもありますので、これに対してはきちっと地方には地方の地方分権を認めてもらいたいということもありますので、きちっとこの請願は採択の方向で進んでいきたいと思います。採択でお願いいたします。

○飯田委員

ここに書いてある内容というものが、私は今回の地方財政計画、国の地方財政計画は地方公務員

の給与を削減したのを緊急課題、防災、減災で使うという、自分の足を切って、また違う足を足していくという、こういうやり方をしていくともう全部地方の負担になりますし、先日消防議会でデジタル無線化を決定しましたがけれども、これは苦渋の選択で、防災、減災からいうとそろえなければならないと、平成27年度中まで、だけでも、その財源はというとやはり地方に痛みを強いるのだということから言えば、私は地方交付税をしっかりと財源機能なり、そういうことを確保した上で国がしっかりとそういうような体制をとってくるから、この請願については賛成の方向で私はいきたいと思えます。

○高橋副委員長

今も意見ございましたけれども、増大する社会保障費、これを賄うために昨年、社会保障と税に関する三党合意がございました。

その中で、消費税の引き上げが決まりましたけれども、これにつきましても国民の皆様には負担を強いることになるのはいたし方ない、そういったふうにございます。

また、こういった公務員でありますとか、以前にも申しあげましたけれども国会議員、それからまた地方議員も一体となって行革を進めていかなければならないと、そういう問題だと思っております。

したがって、私は継続したいと思えます。

○小田部委員長

継続。

○高橋副委員長

はい。

○井戸委員

私どもの会派としては、この内容を読ませていただくと、まさにそのとおりで、この地方交付税というものは自治体にとって率の大きいものであり、これを削減するというは、これは書いてある内容のとおり、本当にまさにそうだなという部分があるのですけれども、ただちょっと細かいことを言わせていただくと、二つ目の最後の部分の地方交付税の算定に改めることという部分を、この算定という部分がちょっと明確な部分がよくわからないという部分で、地方交付税とすることであるならば、この文言に対しては削除するべきかなというふうに思えます。

○小田部委員長

他に。

山田委員、いかがですか。

○山田委員

3人の方から採択という意見がありましたし、お一人の委員からは継続というお話があったのですが、過去ずっとさかのぼりますとこの地財の関係はやはり地方議会としては、地方財政の財源というのは守るのが私たちの役目だと思います。

それで、ただ国が大変な事情があるということも私も十分、理解していますけれども、一時、地方財政が減らされて、地方自治体が大変な思いをした時期がありまして、一時ちょっと戻ってきたのですが、今回は国家公務員が7.8%給与の削減があったということで、それを地方公務員にもぜひやるべきだという考え方の中で交付税の一つ関連をつけてきたわけですが、それはやはり地方自治体の一つの考え方でその財源は使うべきですから、ぜひ高橋委員にも地方議会としてやはり地方財政を減らすというのは、国の財政もかんがみながらも一つはありますが、ここはやはり減らすという形には地方議会としてもしてはならないと思えますので、ぜひ採択の方向でお願いをしておきます。

○小田部委員長

ここで委員の皆さんから御意見をいただきました。

高橋委員、それから井戸委員の算定の根拠、これが十分把握されていないから、なお勉強したいと、こういうふうな意向だと。

それから、高橋委員も同様の意向というふうに委員長は皆さんの御意見を承りました。

そのような中で、若干ですけれども、井戸委員についてはおおむねというより、99%は賛同と、こういうふうに認識して今の意見を聞いていたが、これはやはりこの種のことは、これまでも実は採択してきていますし、もう一つ委員全員の一致をこれは旨とすると、これにつき極めて妥当な委員会としての運び方だろうと、このように思えます。

そのような中で、高橋委員、今の皆さんの意見を聞いて継続ではなしに、その辺の意向をもう一度、御発言をいただいて、なおというのであれば、これは当然のこととして継続になります。

その辺の御意見をいただきたいと思います。

○高橋副委員長

私は再度、継続を考えております。

このほかにも国からの要請とありますのは、努力をしているところがあるのだと、そういったものでありまして、そこを見ると継続が妥当だと、そんなふうに判断します。

○飯田委員

若干、議員間討論したいと思います。

今回の措置につきましては、地方6団体、全国議長会など市議会、それから市長会、これはこぞって猛反発しております。

そういう意味から、地方でうまくいっているところがいいとかという問題ではなくて、地方分権の確立といいながら、地方の財源をこうやって奪ってしまう、それから自治体財政を困窮させるという意味から猛反発しているのです。

そういうところはどうか捉えますか。

○高橋副委員長

うまくいっているからいいという、そういうちょっと乱暴かなと私は思いますけれども、これは努力しているのだと、そういうふうに捉えて私はおります。

○小田部委員長

本件について実は皆さんも委員長から、委員長の意見ではありません。取りまとめの方向としての考え方、委員長として申し上げるのですけれども、誰も不採択という人がいません。継続して中身を精査をしたいと、こういうのが高橋委員の意向だろうと、それと委員会としてはこれまでの経過実績もごさいます。

そういったことも当然のこととして、中身が違えばこれはまた違った判断もしなければならぬけれども、ということは各委員の皆さんも御理解をいただけることだろうというように思います。

委員の皆さんの合意をもって対応しなければならぬと、これは旨ですから、その辺を一つ委員の皆さんにおいても討論していただき、意見を開示していただいて、そんな方向を求めていただければと。

○山田委員

高橋委員からの再度お話があったのですが、このタイトルを見ていただきたいのは、自治体財政の確保と地方分権の確立なのです。

それで、確かに給与の問題、国の財政も大変だという意味で国家公務員を減らしたから、地方公務員もやはりそこは考えてくれと、国の考え方は一理あるのかもしれませんが、それを国がやはり地方の財政に対して地方自治のほうに物を申すということは、私はやはりこれがあるのはこれからの問題を含めていけないというふうに思うので、地方分権、地方自治というのはやはり守らなければだめだと、だから全体の金額を減らすというのならまだいいのですが、そこにかこつけてといったら表現が悪いのですが、そこに結びつけながら交付税を減らすということは、私は地方自治の中に国が介入しているということも基本的に思ってしまう心配も含めて、ここはやはり年度内に、新年度になる前にやはり議会としてきちっと採択をして、私は国にやはりそういう地方の声というのは届けるべきだと私は思うので、ぜひ高橋委員も再考いただければと思っております。

○小田部委員長

他に御意見はありませんか。

井戸委員、算定のことからこだわられませんか。その辺を。

○井戸委員

できるなら、この辺は本当に中身の部分が算定に改めることという、ちょっと乱暴というか、その算定はどうなっているのだという部分はちょっと気になるのでそこを。

○小田部委員長

委員間討論で。

○山田委員

算定に改めるということは、私の解釈は、今その給与に絡めておりてきているという考え方をすると、地方交付税というのは算定基準があって、例えば人口が何ぼ、学校が何ぼ、施設が何ぼ、そういう形の全部積み上げて交付税というのは決まるわけで、その算定にもう1回戻して、原点に戻りなさいという意味だというふうに私は解釈をしているので、そんなに問題はないのかなと思うのですけれども。

○井戸委員

そういう意味であれば、私の意とするところとそう違いはないのですけれども、ただ見直しというか、そういう部分、もとに戻すのではなくて算定の仕方を改めなさいと、全く変えなさいという

意味でちょっと捉えていたものですから、そうであれば問題はないです。

○高橋副委員長

特に民間企業につきまして、私も以前は民間で働いておりました。

その中で大企業であれば、まだ納得できるのだろうなと思います。ただ、中小零細企業というのは日本は90%抱えております。

そういった企業が本当にこれ以上できないというぐらいの努力をして築いてきたものだと思っております。

そういった認識が理解していただけるのであれば、私もこれに反対する理由はないと思います。

そういうことになります。

○小田部委員長

それでは委員長として、この請願第23号を取りまとめてまいりたいと、このように思います。

委員の皆さんの慎重な思いも含めた御意見を賜りました。極めてもっともな意見ばかりでございますが、そのおおよその意見として地方財政の確立、特に交付税は地方自治の独自の権限に基づく財源であると、こういうふうな譲ることのできない大きな基本を皆さん念頭に置いての認識だと、このような思います。

よって、本件についてはいろいろ表現の部分もございましたが、この原案どおりに請願を採択すると、こういうことで皆さんの御賛同をいただければよろしいかなと、御意見を踏まえた上で、このように思いますのでいかがでしょうか。

御異議ございますか。

(「異議なし」の声あり)

○小田部委員長

なければ、全会一致をもって採択と委員会としては決定をいたします。

それでは次に、陳情第8号T P P交渉参加断固阻止に関する意見書提出についての陳情と議件6番の環太平洋連携協定への交渉参加に反対する意見書の提出要請は、もう中身は全く同様でありますので、その願意を考慮し、一括して審査をしていただきたいと、このように思います。

このような運びでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○小田部委員長

それでは、採用いたします。

それでは、陳情第8号、それから環太平洋T P P、これを一括して協議をさせていただきます。御意見をいただきます。

○山田委員

このT P Pの関係は、私たちの議会には臨時議会を開催してまでT P Pに反対をしてきた経緯がございます。

それで、今現在も状況は全く私は変わっていないというふうに考えています。今、二つの団体から出ているわけですが、ぜひ採択をして、非常に拙速にやはりここに参加をしていくことによって心配を生むのがたくさんございますので、ぜひ採択をいただいて意見書を提出していく方向で発言をしていただきたいと思います。

○飯田委員

私どもも意見書を提出した立場からなのですが、陳情書に関してもぜひ議会の一致した意見として通してもらいたいと思います。

特に安倍首相は日本国内の国会なり、さまざまな団体での話し合いを優先しないでアメリカに行って、これの参加表明前のめりになる話し合いをして、いわゆる関税撤廃について保障されたというようなことは、交渉の中に入ってやるということ、特に安倍首相のきのうの国会でもアベノミクスというようなことで追及されていましてけれども、今でさえかなり林業の分野では林業関係者はT P P並みの関税撤廃をされて、本当に不況に陥っています。

交渉をやっても、W T Oの農産物の交渉では日本は相当な認識しています。そういう意味からも、交渉自体に参加することは許されないのだということ、特に政権与党の自民党は年度末の衆院選に当たってほぼ公約を掲げました。

1項目めをもって参加するというのですけれども、どの5項目を見ても本当に公約違反だという声が上がっています。特に網走では、農業と農業関連入れますと、平成20年度の北海道の農政部の試算でも、網走に当てはめると410億円以上という壊滅打撃を与えるということですので、その辺も含めて私は市内、それから市民一丸となって、再度、意思を表明するべきだと思います。

○高橋副委員長

T P Pでは聖域なき関税撤廃が前提でないことと首相は申されましたけれども、両国間でアメリ

カとの例外的な自由品目が認められたにしても、その規模でありますとか、対象についてはまだまだ一切、発表されておられません。

まして、TPP交渉参加国の理解が得られたわけでもなく、もしこういった認められるようなことがありましたら、道民の理解というものは当然、得られないと、そのようなふうに思っております。

したがって、これについては以前と同じであります但反対でございます。

○井戸委員

私ども会派も一貫して交渉参加に断固阻止することに賛成ということで、日本全体では参加すべきだという声もありますけれども、地域においては守っていかなければならないものがありますので、そういった部分で採択です。

○金兵委員

皆様から多々ありましたけれども、やはり網走の重要な産業、1次産業の農業に重大な影響を与えるだけでなく、医療分野、さまざまな分野に負担な部分が多いということでもありますので、網走市議会としてしっかりとした意見を表明していくことが大事ではないかというふうに思います。

○小田部委員長

ありがとうございます。

全員の委員の皆さんの御意見を拝聴いたしました。

全員が、この陳情と要請、両件については賛成と、こういうふうなことでございますので、全会一致で採択をしたいと思います。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○小田部委員長

であれば、意見書案を今、配付いたしますので、暫時休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時05分 再開

○小田部委員長

休憩前に引き続き、再開します。

TPP交渉参加断固阻止に関する意見書(案)、いまさら朗読するまでもない、皆さんのお手元に配付させていただいたとおり、これを提出することでよろしいですね。

(「はい」の声あり)

○小田部委員長

さよう、決定をさせていただきます。

念のため、先ほど配付した意見書の案ですが、自治体財政の確保と地方分権の確立を求める意見書についてもこの同じ文書ですけれども、これで先刻確認しますが、再び改めて確認をしていただきたいと思っております。

よろしいですね。

(「はい」の声あり)

○小田部委員長

それでは次に、陳情第9号学校給食用食材における放射性物質測定体制整備を求める陳情、この件につきまして事前に陳情者オホーツクネットワーク有志、この方から意見陳述を要請されております。

これは、当委員会として皆さんの意見を聞いて一致をもって決定をしていく案件なので、意見陳述を受けることとしたいと思います。いかがですか。よろしいですね。

(「はい」の声あり)

○小田部委員長

それでは、冒頭でオホーツクネットワーク有志の方に代表いただいて意見を開示をいただくと、このようにいたしたいと思います。

それでは、ネットワークの代表の方、御起立、御発言をお願いします。

○3・11を忘れないオホーツクネットワーク有志代表 浅利氏

オホーツクネットワーク有志の浅利栄治です。

2年前の福島第一原発事故によりまして、東京から東北、岩手あたりまで放射線管理区域と呼ばれる放射線業務従事者以外は立ち入ってはいけないというレベルの放射能の汚染が残ってしまいました。

その中には、今現在、数百万人と推定される人々が、今現在、子供を含めて暮らしていかなければならない状態になっているわけです。

先月の報道でも皆さん御存じかと思っておりますけれども、福島での甲状腺の検査、子どもたちの検査の結果、3人の子どもが甲状腺がんであるということが判明し、そのほか7名の子どもが甲状腺がんの疑いがあるということで、今、治療ないしは手術になっているわけです。

この甲状腺、子どもの小児甲状腺がんというのは、通常、年間100万人に1人というふうには、発症率が100万人に1人とされておりまして、福島での子どもの15歳未満の子どもが25万人程度だと思えますけれども、その中で3人というのは平常値から見ると12倍の非常に高い数値です。

さらに、疑いがあるという子どもたちもいますので、これは明らかに原発事故によるがんの発症だというふうに思っていると思います。

実際、チェルノブイリ事故の事故後の子どもたちのがんの発症を見ますと、やはり2年、3年ぐらいから徐々に甲状腺がんがふえてきていることを考えますと、やはり残念ながら福島でも同じようなことが起こりつつあるというふうに考えていると思います。

その中で、私たち北海道に住んでいるわけですが、けれども、昨年、北海道の海からとれたマダラからも100ベクレル以上の放射能が検出されてきているわけです。徐々に、徐々にですけれども網走、オホーツク海にも放射能が拡散してきていることは科学的コンピューターのシミュレーションによって示されています。

冬から初夏にかけての網走の食材というのは、これは皆さんスーパーとかに行くと野菜の産地を見ればわかると思いますけれども、東北地方、あるいは関東、放射能汚染の強い地域の産地の物を中心に店頭に並んでおりまして、学校給食におきましても、それらの福島を中心とした周辺の産地の野菜が採用されているのは学校給食の産地開示によって、これは明らかになっております。

そんなわけで、我々が子どもを第一に守っていくことを考えて、産地開示をやっていただいておりますけれども、より子どもたちを水際で放射能から守るということで放射能測定装置を導入して、より安全な学校給食を提供していただきたいというふうに思い、このような陳情を行いました。

それで、実際に札幌市とか釧路市、弟子屈町などでは、今月から長沼町も始めましたけれども、地方自治体が主体となって学校給食の放射能測定は既に始まっているのです。ですから、これは何も特別なことでなくて、これから広がりつつ、広がるであろう放射能汚染を食い止めるということで絶対必要なことだと思っておりますので、ぜひとも議

員の皆様、この件に関して検討していただけるとありがたいと思います。

よろしく願いいたします。

○小田部委員長

ありがとうございました。

オホーツクネットワーク有志の清水さん、浅利さんを代表して、ただいま浅利さんから一言いただいたところでございます。

本件については、当委員会としてもこれまで、中ほどで質疑してまいりましたが、これに直接関係する陳情でございますので、改めてせつかくの陳情ですから、採択するか、継続するか、場合によっては、ものによってですけれども不採択と、この三つの手法ですから、このことについて委員の皆さんの御意見をいただきたいと思います。

○飯田委員

ただいまの陳情を聞かせていただきました。

陳情者の放射性物質測定体制整備を求める陳情について、全面的に賛成する立場で若干述べたいと思います。

私も、昨年の代表質問なり、予算特別委員会で学校給食なり、そういう中での放射能測定機材の導入を求めました。結果的には議論の末、下のほうに書いてあります食材の産地公表にとどまっています。

しかし、今の意見陳述にもあったとおり、原発事故はまだ収束していなく、放射能は限りなく毎日、拡散しています。

そういうことからすれば、昨年も議論しました1都16県の産地そのものがかなり産地を公表しただけでは大変だということで、北海道の各地の札幌市、ここに書かれている弟子屈町、釧路市、今ありました長沼町、函館市も年末に1,600万円の予算で放射能測定装置を買って、当面、学校給食、それから市民からの依頼を受けるとような体制でこれから動きだそうとしています。既に、釧路市はそういう体制で進んでいます。

そういうことからいうと、網走も学校給食の食材と同時に網走は放射能測定値においては大丈夫だと言われておりますけれども海を持っています。特に、昨年も質問しましたとおり放射性物質が海中に沈殿して、小さな魚から中型の魚から大型と、食物連鎖でどんどん拡散していく懸念がなされています。

その懸念は1年、2年ではわからなくて、年が追うごと、各地域に拡散していくという危険性も指摘されています。

昨年来の議論の中では、北海道のモニタリング、海流モニタリングに頼るといようなことがありましたけれども、網走産の安全を証明するためにも、網走産の海産物をきっちり自前で測定するというのが今、地産地消のほかに安全性をより高める強力な部分であるのは放射性物質測定装置も含めた体制の整備だと思いますので、ぜひ委員の皆さんにはその辺の意向を汲んでいただいて、この陳情に賛成していただく意味も込めて私もお願いしたいと思います。

○金兵委員

私どもの会派は、今は平賀議員が一般質問などで同じような内容を訴えさせていただいておりますし、またこちらの内容にもあるような放射能の影響ですね、子どもたちというのはやはり細胞分裂が大人より活発ですので、より影響が出やすいということになっていますので、学校給食、またおいおいまた市民も使えるようなシステムということで、なかなかクリアしなければいけない課題も多いのかなとは思いますが、ぜひとも採択していただきたいと思っております。

○山田委員

同じ会派の金兵委員から先ほどありましたが、私もこの内容、願意という表現をよく使わせていただきますが、願意については十分、理解をさせていただきたいというふうに思います。

それで浅利さんからお話があったように、放射能というのは本当に大変ですし、これからもどういうふうになっていくのかも含めて。

それで、ただ私が今回、読ませていただいて記の3点がございましてけれども、一つずつネットワーク有志の皆さんがどこまで求めるのかも一つあるのですが、私が言うべきか言わないべきか一つあるのですが、ここは議会としてこれを採択する方向で私は発言をしているのですが、採択をして市長に今度、出していくわけですが、意見書というのは国に出したり、道に出したり、いろいろ関係者に出していくということがありますが、それと同じように私は扱っていますけれども、特に議会として市長に出すということは、私は重みがあるというふうに思っていますし、受ける理事

者側も重みを持って受けていただかなければ困るといふうに私は思っておりますので、そう考えますと願意はすごく私も賛成ですし、心配な部分があるのですけれども、中身がいろいろどこまでやればいいのか、その辺が非常に見えにくい部分で、例えば公表なんかもそうですが、何かあったらいけないのですが、あった場合、公表するのは産地の公表だとは思いますが、どういう公表がいいのかとか、これは一つ間違えると風評被害でお店、どんなことにも影響を及ぼすという考え方もありますから、公表をしなければなりません、公表の仕方をどういふうにしていくのかという問題。

それと、今、学校給食の問題が出ていますが、市役所の公共施設には保育所でも食事を提供しています。それと、高齢者のいらっしゃる静湖園もございまして。

そういうふうにと考えますと、学校全てとその施設全てにこの測定器を入れるという考え方でいいのか、全食材をやるのか、サンプル方式をやるのか、いろいろな問題によってこの財源の問題も一つついてくるのですが、命にお金の制限はないというのは一つありますけれども、ここはやはりいろいろなことを考えてベター、ベストの形でどういふうにできるかという議論もしていかなければならないと思っておりますので、私としては採択をしていただくのですが、議長のほうから市長に出すときにそういう背景があるよということもつける中で、市長に提出できるような方法がないかどうか。

○小田部委員長

とりあえず、一通り、それこそ陳情に対する御意見をいただいております。

○井戸委員

この願意は非常にわかる話で、私も実際、子供が3人おりますし、父、母も健在でありますけれども、まず市民に正確な情報というか、やはり知識が必要になってくるというふうに思うのです。それで、学校給食に関して先ほど山田委員からも言われましたけれども、家庭においての食事だとか、幼稚園では弁当持って行きますけれども、お母さんがつくる弁当だとか、いろいろなところに広がっていく話だと思うのです。

食に関しては、全ての国民そして市民が平等に

安全な食材を入手することができるということが私は公平であるというふうに考えますので、こうしたことから自治体レベルでなかなか今できることというのはちょっと限られてくるので、全てを平等に扱えないという部分を考えますと、私どもの会派としては継続の形をとりたいと思います。

○高橋副委員長

今、山田委員からも心配する発言がありましたし、それから私はこの東北の生産地の方たちの風評被害でありますとか、いろいろな大変な苦しい思いをしたというのは、これは承知しております。

その中で、産地からもう出さないという、そういった強い決意で調べて安全な物として出しているということも承知しております。

その中で、教育の関係で質問させていただきたいのですが、今、釧路市、それから札幌市、弟子屈町、そういったところで実施されておりますけれども、それがどのような影響というのでありましょか、反映されているのか、結果をちょっとわかれば聞かせていただきたいと思います。

○小田部委員長

経過と結果について、簡潔にお願いします。

○鈴木管理課長

3自治体の状況でございますが、まず札幌市につきましては、平成23年10月から検査を始めておりまして、1都16県で生産されました青果物ですとか、魚介類、そのうちから納品業者が保管している2品程度を抽出して月2回、専門の機関に委託して検査しております。

また、釧路市につきましても、平成24年6月から、これは給食センター内に検査室を設けまして、簡易測定器を使いまして嘱託職員を常駐させて、1都16県で生産された青果物の測定をしております。

弟子屈町でございますが、これにつきましては25年1月から、給食センター内で検査専門に配属されております臨時職員が簡易測定を行っております、同じように1都16県で生産された生鮮食品、加工品、あるいは回遊する魚介類の検査を実施しております。

3市町いずれも、これは検出限界というのがありますが、一般食品、国の基準値を1キログラム

あたり10ベクレルなのですが、これらの3市町については検出限界値4ベクレルから10ベクレル、1キログラム当たり、検出された場合には当食材を使わないということで運用しております。

以上でございます。

○小田部委員長

ただいま学校管理課長から説明を受けました。

○高橋副委員長

もう一つだけ、市としてこういったことをどういったふうに考えていらっしゃるか、これもよろしいですか。

○大澤副市長

この点につきましては、昨年の議会でも同様の質問があったと思います。

そのときにお伝えしていますけれども、基本的に世の中に流通している食材については安全が確保されているという前提で物を買ったり食べたりしているというのが基本的な認識ではあります。

子どもの食の安全を守るというのは、まさしくこういった陳情者のお考えも十分理解するところはありますけれども、今、札幌市、弟子屈町、釧路市、その事例のお話ありましたけれども、給食センターの方式が多いのではないかと思います。

御承知のとおり、網走の場合は親子方式はありますけれども、調理場が9カ所ございますから、そういった意味では非常に同様のことをするということになれば、課題もかなり大きなものがあるというふうに思っているところでございます。

どうする、こうするというのはまだお話できるところには至っていないということです。

○高橋副委員長

先ほど申し上げましたように、産地である東北が本当に一生懸命努力されているという、それから市としての展開をただいま伺ったところでありまして、私がこういった今言ったところを見守ってもう少しきたいと、そのように思いまして継続でお願いします。

○飯田委員

若干、委員間討論をしたいと思っております。

陳情者が陳述したのは、あくまで願意というのですか、子どもたちの、今のこの現状と子どもたちの安全と、それにつながる学校給食と、この記の1、2、3の中で多分、陳情者が求めているのは子どもたちの小児甲状腺がんの発症率から考え

て、一番、学校給食で使われている食材が冬から初夏にかけて本州の物を利用するのが多いと。

それで、そこを一番まずやって、その間に3番で測定器を使用していない時間帯に市民がやはり自分たちの子どもたちのために測定を求めるといような2段体制をとっていくものです。

今、この場で教育委員会なりに聞いたり、市なりに聞いたのですけれども、私は陳情の意にはそぐわないというか、もう今、副市長は答えたのですけれども、私は陳情者はそういう願意のもとに議会の意志を投げてくれといような願いでやっているのです、今、市にそういうことを聞いても、私は陳情者は議会がそういう気持ちになってくれということなので、あとは理事者が判断することなので、今のちょっと議論のやり方というのは、私はちょっとおかしいと思うし、私は議会でやはりしっかりと議論した中で、議会としての意見書を出されていくといような立場をとるべきだと思います。

○小田部委員長

飯田委員、委員長の議事の進め方等についても若干、抵触する御発言をいただきました。

各委員は忌憚なくここに理事者、執行部がいるわけですから、自分の意見を自分のものと確たるものにするために、そういうふうな説明をしてくれと、こういうふうな御意見だったと思います。

委員の皆さんにお伺いしますが、他のTPPもそうです、いろいろな問題についてこの実態はどうなっている、そういうふうなことは理事者や専門知見の方々に聞くことは、これは全くやぶさかではないと、それが請願、陳情、要請等々の審議に資していくと、このような前提で飯田委員に御理解いただければと。

今の進め方そのものについて違和感なり、不適切だといようなことにはならないと思いますが、御理解いただけますね。

○飯田委員

委員間討論というのは、それも前提にやっていますから、それは当然、委員長の進め方が悪いということではないですから。

だから、委員間討論ですから、それは保障して、であれば委員同士で今まで言ったことを変えることだってありますから、そういう意味で私は討論していくつもりです。

○小田部委員長

これ、委員長はあくまでもこの議件について円満に審査を進めていくという役割ですから、私の個人の意見はできるだけ控えなければならないということですから、承知しています。

その中で、議会活性化で委員間討論を活発しようと、こういうふうなことをみんなで認識し、対応していますので、そういう意味ではどしどしそういうふうな委員会の委員間での質疑もあれば、討論もあればやっていただければよろしいと、このように思います。

他に、この本件について御意見ありませんか。

今、採択と継続と、この二つの意見に分かれていますと、このように委員長としては認識をいたしております。

意見がなければ、ないように取りまとめていきたいと、このように思います。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○小田部委員長

それぞれ十分、意見をいただきました。

それで、総務文教委員会として学校給食食材における放射性物質測定体制整備を求める陳情については、委員の一致を得ることができませんので、継続といたしたいと、このように思います。

御異議ございませんね。

(「異議なし」の声あり)

○小田部委員長

ないようでございますので、本件については継続とさせていただきます。

それでは、次に進みます。

その他で、理事者副市長。

○大澤副市長

3月2日から3日にかけての暴風雪の際の状況について、若干、私のほうからお話をしたいと思います。

既に御承知のことと存じますけれども、今回の暴風雪では1名の方の尊い命が失われるという、大変痛ましい結果となってしまいました。

御遺族の皆様には、謹んでお悔やみをまずもって申し上げたいといふふうに存じます。

また、立ち往生した車両ドライバーの方の救助や避難に当たりますと、多くの市民の皆様のご協力と御尽力をいただいたという話を伺っており

まして、この点につきましても心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

担当のほうから、状況についての御説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○猪股総務課長

それでは私から、状況について御説明いたします。

3月2日から3日にかけて発達した低気圧が北海道付近を通過したことによりまして、網走市内でも午後3時ごろから一転して風雪状態となり、午後4時ごろから急激に悪化しまして、翌朝まで吹雪となりました。

この間の気象状況につきましては、2日午後4時ごろから3日午前4時ごろまでの間、最大風速が14から17メートルという状態が続きました。2日の午後10時59分に最大瞬間風速31.4メートルを記録し、雪を伴い、視界が効かない猛烈な吹雪となりました。

道路につきましては、2日午後4時30分に国道238号が三眺から紋別まで、国道244号が午後5時に北浜、斜里の間、国道39号が午後8時30分に大曲から美幌までの間が通行どめとなりまして、道道につきましても午後3時30分に網走端野線を初めとして、10路線が通行どめになる状況でありまして、市道3路線を通行どめとしましたが、国道、道道の幹線道路に接続する路線が多いことから、実質的には通行不能な路線が多数発生いたしました。

また、多くの地区で吹雪による吹きだまりや視界不良から立ち往生する車両が数多く発生しておりますが、午後6時過ぎに北浜地区で20台が立ち往生し、午後6時25分に北浜にあります網走消防団第3分団詰め所に15名が避難したのを初めとして、北浜では最大33名、呼人地区ではスポーツ少年団のバスと国道で立ち往生した車両の方々が呼人の第4分団詰め所と消防団副団長の店舗にピーク時で52名、網走消防署に51名、最大数の合計として136名が避難しており、このほか数などは把握できておりませんが、警察の駐在所ですとか、一般の御家庭などにも避難されたケースが多々あると聞いております。

このほか、2日の午後4時20分に平和地区で45戸が停電し、長期化するという情報が北電のほうからありましたため、地域の方と協議を行いました。

て翌3日、午前7時30分に地区の会館を避難所として開設し、8人を受け入れております。

このほか、2日の午後8時25分に天都山の一部で停電との情報が入りまして、その後、午後9時2分に天都山潮見地区118戸が停電という情報に変更されました。

この地区につきましては、翌朝の午前5時に北電に確認いたしましたところ、作業が難航しているということでありましたので、早期復旧を図るため、私ども土木管理課でショベルを先導させて復旧作業の支援を行ってまいりました。

また、あわせて地域に住む要援護者登録をされている方、12名の方々の状況確認のため、午前7時30分から戸別訪問を行い、状況の確認を行っております。

いずれの地区も大きな木が、樹木が倒れまして送電線にかかっていたため停電したということとで、その樹木の処理に時間を要し、天都山地区は3日の午前11時3分、平和地区は3日の午後2時31分に復旧しております。

また、3日の午前中には要援護者の方々のお宅が吹きだまりや雪などのために出入り口、ストーブなどの支障は出ていないかということで、登録されている507名のうち、集合住宅以外のお宅で暮らされている方385名に対して状況の確認を行いまして、職員により24名の方々のお宅の除雪作業を行っております。

なお、施設等の被害状況でございますが、現在、調査中の部分もございますけれども、港湾施設で1カ所、農業関係はビニールハウスや倉庫などで45件の被害が確認されております。

また、この吹雪の際の対応についてでございますが、道路を所管する土木管理課が2日午後から17名を配置いたしまして、また道の委託業者の待機という状態で、その後の立ち往生車両の排除とか、救出などの作業に当たっております。

また、消防署、警察署、開発建設部、北電、オホーツク総合振興局、陸上自衛隊のほか、避難所の管理者、近隣の町、避難者などと常時連絡をとり、情報の確認とか適宜、指示を行い、対応に当たったところでございます。

以上、暴風雪の状況については以上でございます。

○飯田委員

今回に当たりまして、市として警戒本部というのですか、市の防災計画案では雪害による交通麻痺、交通渋滞の人命に絡む事態が発生したら応急措置をとると、実際どのような体制をまずとったのか、ちょうど土日にかかっていたので、だけど組織図としてはすぐ対応するようなことだったのか、その辺をお聞かせください。

○猪股総務課長

飯田委員のおっしゃられるように、そういう形、防災対策にも記載させていただいております。

警報は比較的早い段階で出ておりましたけれども、2日の当時の天候の状態から、その被害というか、状況の変化等の判断できない状態でありました。

そのため、本部設置について、その必要かどうかという判断が早い時間帯にはできなかったというのがございます。

また、先ほども申し上げましたように、天候の変化が急激になりましたために暴風雪の状況に至った時点では、職員の招集は2次災害の恐れもあるということもありまして、先ほど申し上げたように国道など、道路が各所通行どめになっていたこともありまして、その状況の中で連絡、調整、指示というものを最大限ここで処理しておりました。

そのため、当日につきましては本部というものは設置しておりませんが、その辺についてはもうちょっと研究課題としていきたいというふうには考えてございます。

○飯田委員

実際、当日、土曜日から日曜日にかけて、私も潮見に住んでいまして、街におりていたりいろいろしていたのですけれども、道路自体は昨年の集中豪雨で特に新しくなった西山通以外はかなり困難な状態になりました。

特に、西山通は何で通れたかということと山間で照明灯があって、かなりはっきりしたものが見えたのですけれども、ほかの地域はそういうことはなかったということも含めて、私はこの計画の資料編では網走市一時避難場所一覧というのが載っています。

市内で、仮に今回も市内で帰れなかった人や何かもいますけれども、その避難場所が余りにも少

ないということと、先ほど消防分団に泊まったという、この中では消防分団のやつは入っております。

そういうことも含めて、実際、机上のプランでなくて、去年の集中豪雨とそれから今回の災害を生かした、血の通った私は防災計画にしっかりと見直さなければならぬのではないかなと思うのですけれども、その辺、いかがですか。

○猪股総務課長

今、委員がおっしゃられたように、避難の際、呼人地区の場合は、避難所というのはコミセンなどを指定させていただいておりますけれども、今回のケースではコミセンの方ともお話しした中で、そこに至るまでのうちは非常に危険な状態にあるということがありまして、消防署との協議をして、分団の詰め所と隣にある消防団の副団長さんの店舗、国道沿いで安全な場所ということで避難の場所として選ばせていただきました。

それらの状況も各ありますので、そのケースに応じて避難する先を選定していくとか、随時に避難できるような場所をこちらのほうで今後検討していきたいと、研究していきたいと思っています。

○飯田委員

あと特に市の除雪はかなりやっけていまして、かなり排雪した段階で今回の暴風雪には二次的な被害はなかったのですけれども、国道と道道はほとんど排雪を1回軽くやっただけで、その後、私ども申し入れたのですけれどもしていないのです。

連携をとりなさいということから考えれば、私は市としても国道は街中走っています、道道も街中走っています、これも含めた体制からいうと、私はやはり国と国道と道道の排雪なり、そういう管理も含めてしっかりともう1回、その辺の連携を防災計画の中でも、排雪も含めた、未然にこのような事態になったときに、雪がもっと多くあると、もっと大きな惨事が出ていたということも含めて検討してもらいたいと思うのですけれども、いかがですか。

○猪股総務課長

それについてはおっしゃるとおりだと思います。

ただ今回、国道の一部などで開発建設部の担当の方から聞いたお話では、244号開通がおくれまし

た。それにつきましては、車が立ち往生した方が本線上に置いたままいなくなったということがありまして、その撤去に相当の時間がかかったということを聞いております。

一方、国道39号線につきましては、立ち往生した車両が多い割には、路肩などにとまっているケースが多くて、比較的開けるのに時間を、台数の割には早く撤去することができたということもあります。

その辺につきまして、こちらの体制も一つ、それからそういう中に巻き込まれた方の対応ということも一つということで、そういう広い形で検討していかなければならないなと思っています。

除雪に関しては担当の部署と協議したときには、検討していきたいと思っております。

○小田部委員長

他に。

○山田委員

飯田委員から大体お話がありましたけれども、私は今回の雪については課長からあったように3時以降に急に吹雪いてきたと、ただ警報は早くから出ていたというのは事実なのですけれども、そういうことで人が動いていたのが家に帰る機を逸してしまっただということが相当多かったのかなと、こんなふうに思います。

それで、実際に今、報告があったように消防の関係者の皆さんもそうだし、警察、それから停電になった、本当にあの中、停電を直すために電気の関係の作業もしていただいているわけですし、いろいろな方に支えていただいて、対応ができたということは 本当にお礼を申し上げたいと思っておりますし、ただ1人の方が網走でいえば1人亡くなったというのは残念なことなのですが、私たちも2月8日も本当に吹雪がありまして、2日はまだひどい吹雪だったと思いますが、ちょっと私たちもちょっと吹雪に対する、昔は吹雪けばもう1日、2日は車も動かなくて、皆さんも家に閉じこもって動かなかった時代もあったのですが、そうは今はないとしても、このぐらい大丈夫だろうという、ちょっと過信も普段の私たちの生活になかったかということも、ちょっと振り返ってみるのも大事かなということも、ちょっとこじつけですけれども、実感した部分もありますから、これからはやはりこういう形になるというのはなる

べく動かないと、こういうこともやはり頭に入れておくことも大切だというふうに思いますし、飯田委員からあったようにこういうことが何回もあることは望みませんが、あるたびにやはり防災の対策はまずかった面を改善して、ますますいい形にさせていただくことを最後にお願いしたいと思います。

以上です。

○小田部委員長

他に御発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○小田部委員長

それでは、豪雪災害については、この程度にとどめます。

その他で理事者の方、何か御発言ありますか。

(「なし」の声あり)

○小田部委員長

委員の方、その他でありますか。

(「なし」の声あり)

○小田部委員長

それでは、大変、長時間にわたり議論を、協議をいただきありがとうございました。

以上をもって、総務文教委員会を閉会をいたします。

御苦労さまでした。

午前11時48分 閉会